輪島市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年3月19日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査実施日

令和6年11月13日

3 監査の対象

団 体 株式会社 まちづくり輪島 所管課 漆器商工課

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 財政的援助等が目的に沿って活用されているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和5年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行(令和6年度の関連分を含む)について、事前提出された監査資料を当該財政的援助等の目的に沿って行われているか審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した財政的援助等に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。